

パブリックコメントへの回答のポイント

平成21年3月31日

環境省

農林水産省

【本資料の構成】

タイトル

【パブリックコメントにおける意見の概要】

<□□□>

○……………

○……………

【回答のポイント】

➤……………

➤……………

基準・規格の設定(1)

<全般的事項>

- 基準・規格を設定する対象物質を拡大すること、対象外の物質は暫定値を設けること
- 過剰な規制には反対、段階的に引上げること

➤基準・規格設定の原則

- 基本方針に沿って、対象物質を選定
- 科学的知見が基礎
- ペットフードの安全確保のための安全基準を設定

➤不十分だが、一定の科学的知見がある場合

- 1.指導基準(暫定値)を設定
- 2.科学的知見を追加収集
- 3.本基準を設定

基準・規格の設定(2)

<かび毒・残留農薬>

- 食品衛生法や海外の厳しい基準に合わせる事
- 海外で規制対象外の物質に基準値を設けることは反対

➤成分の選定方針

- ・ペットフードで多く検出
- ・とうもろこし、小麦及び米の検査で複数年で検出

➤基準値の設定方法

- 1.食品や飼料の基準値、摂取量等から最大含有量を推計
- 2.最大含有量が健康影響のない範囲内であることを確認

基準・規格の設定(3)

<添加物①>

- 使用される全ての添加物の安全性評価を順次行うこと
- ペットに悪影響を及ぼす可能性のあるものは使用を禁止すること

➤ 添加物の使用

- ・一定の効果を得ることが目的
- ・製造業者は効果や安全性を確認

➤ 対象

- ・適正量を超えると健康影響の可能性のあるもの

➤ 基準の設定

- ・使用量の上限值や製造基準
- ・健康影響が懸念される他の添加物でも順次検討

基準・規格の設定(3)

<添加物②>

- エトキシキン、BHA、BHTの基準を厳しくすること
- 犬用のエトキシキンの基準値(75 ppm)をEUの基準(100 ppm)に合わせること

➤エトキシキン、BHA、BHTの基準値の設定方法

- ・飼養試験データ等の科学的知見を収集
- ・諸外国(米国、EU)の規制状況を参考



- ・ペットフードの安全確保に必要な基準値を設定
- ・新たな科学的知見が得られれば見直しを検討

基準・規格の設定(3)

<添加物③>

○原材料に微量に含まれるプロピレングリコールは規制対象から外すこと

➤プロピレングリコールの基準の考え方

- ・一定量を超えて添加されると猫へ健康影響のおそれ



- ・保湿剤として猫用ペットフードへの添加を禁止
- ・原材料由来で健康影響がない量の場合は対象外

基準・規格の設定(4)

＜有害物質・病原微生物等＞

○製造、保管、流通等の段階で留意すべき有害物質・病原微生物を示すこと

- 有害な物質、病原微生物とは
 - ・性状、含有状況から健康に影響のおそれがあるもの
- 製造方法の基準
 - ・製造過程での病原微生物の増殖を防止するための措置として設定
- 使用段階や保管段階における注意点
 - ・飼養者向けガイドラインに記載して飼養者へ周知

基準・規格の設定(5)

<畜産副産物等>

○BSEを考慮した規制とすること

➤ 犬・猫でのBSE感染例

- 犬での報告なし
- BSEが多発した時期の英国で合計89頭の猫に報告あり
- BSE発生数の減少後は、猫でも報告なし

➤ BSEに関する考え方

- 継続的なBSE対策の実施により、健康影響の懸念はない状況



- 現段階では特段の安全基準は設定せず
- ペットフード業界による自主規制を継続
- 国際的な動向等を踏まえ、適切な措置を検討

(参考)と畜場において廃棄対象となる牛・豚の疾病のうち
犬・猫への感染が否定できないもの

病源体別の分類	主な疾病	死滅・無害化 の条件	備 考
細菌病	炭疽 破傷風 サルモネラ病 結核病	80℃、15分 で死滅	炭疽・破傷風によ り死亡した動物等 は、家畜伝染病 予防法により焼 却・埋却処分
原虫病	トキソプラズマ 病	炭疽・破傷風 は中心部が 121℃、2気 圧、15分以 上(注)	
寄生虫病	囊虫症 ジストマ病		
その他の疾病	膿毒症 敗血症		

(注)初発菌数や水分含量によっては、より長時間の加熱が必要な場合もある。

(参考)食鳥処理場において廃棄対象となる鶏の疾病のうち
犬・猫への感染が否定できないもの

病原体別の分類	主な疾病	死滅・無害化の条件
細菌病	大腸菌症 ブドウ球菌症 サルモネラ病	80℃、15分で死滅
その他の疾病	毒血病 膿毒症 敗血症 真菌症 寄生虫病	

表示の基準(1)

<賞味期限>

○賞味期限とともに、製造年月日を併記すること

- 賞味期限を選んだ理由
 - 安全確保や問題発生時の原因究明の拠り所
 - ペットフードにおける表示の実態
 - 食品における表示方法

- 製造年月日の表示
 - 事業者が自主的に記載することは可能

表示の基準(2)

<原産国名>

○「国産」の表記は、原材料の産地を考慮すること

➤原材料の特徴

- ・ペットフードには多くの原材料を使用
- ・すべての原材料を同一国で賄うことは困難

➤原産国名の意味

- ・製品を特定するための重要な情報



- ・最終加工工程を行った国を記載

表示の基準(3)

<原材料名①>

- 原材料名をすべて表示することは困難であり、主要なものだけで十分
- 例外なくすべての原材料を表示すること

➤原材料名の考え方

- ・アレルギーによる健康被害を考慮
- ・原則として使用したすべての原材料を表示

➤「原則として」の解釈

- ・加工助剤^(注)等の表示の省略を想定
- ・誤解のないようマニュアル等で整理する予定

(注)加工助剤とは、食品の加工の際に添加される物であって、当該食品の完成前に除去されるもの、当該食品の原材料に起因してその食品中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの又は当該食品中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該食品に及ぼさないものをいう(食品衛生法施行規則より)

表示の基準(3)

<原材料名②>

- 分類名による表示ではなく、アレルギーに配慮し、個別名による表示とすること
- 畜産副産物は畜種別にその旨明記すること
- 分類名による表示ができることは歓迎

➤ 分類名による表示の意義

- ・調達原料や調達先を変更せざるを得ない場合でも、ペットフードの安定供給を確保し、必要な栄養成分を充足
- ・分類名の表示方法はマニュアル等で整理する予定

➤ アレルギーへの配慮

- ・新たな科学的知見を収集
- ・専門家の意見を聴きながら検討

表示の基準(4)

＜原材料名(添加物)＞

- すべての添加物を表記し、用途名も併記すること
- 6種類(甘味料、着色料、保存料、増粘安定剤、酸化防止剤及び発色剤)についての用途名併記に支障はない

➤ 添加物の表示方法

- ・原則としてすべて表示
- ・用途名も、食品と同様に表示する方向で検討

表示の基準(5)

<原料原産国名>

- 主要な原材料について原産国名の表示を義務化するか、又は記帳すること
- 原材料の原産国名の表示は不可能であり、義務化しないこと

▶原料原産国の表示

- ・原料調達先を変更せざるを得ない場合が想定



- ・現時点では義務化せず

▶原材料の原産国名の記帳

- ・問題発生時の原因究明を考慮



- ・製造業者等での取組を促す考え

経過措置

- 基準・規格への適合状況について確認するために必要な準備期間を設けること
- 表示の切り替えに必要な準備期間(1.5年～2年)を設けること

➤経過措置の考え方

- ・関係者への周知を徹底
- ・法令遵守への適切な対応を確保



- ・必要な準備期間を設定